

平成21年3月3日（火）  
医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室  
室長補佐：岡村（内線）2717  
管理係長：茂木（内線）2718  
（直通）03-3595-2400

## C型肝炎訴訟の和解について

本日、広島地方裁判所において、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせします。

平成20年1月以降、同地裁に係属している原告（患者数2人）についての和解。製剤はいずれもフィブリノゲン製剤。

上記の症状は、いずれも慢性肝炎である。

（参考）

○和解等成立人数<sup>※1</sup> 801人

○新規提訴等人数<sup>※2</sup> 1289人（3月2日現在）

※1「和解等成立人数」は、今回の和解成立者は含まず、これまでに和解が成立した人数（患者数）である。また、調停が成立した3人を含む。

※2「新規提訴等人数」は、救済法施行後に提訴等し、訴状等が国に送達された人数（患者数）である。このうち、593人は既に和解等が成立している。